

令和 8 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（農林水産省経営局経営政策課）

項 目 名	農業者年金の保険料上限額の引上げに伴う税制上の所要の措置		
税 目	所得税		
要 望 の 内 容	<制度の概要> 農業者年金の保険料については、社会保険料控除として全額所得控除可能。 <要望の内容> 農業者年金の保険料の上限額 6.7 万円について、7.4 万円に見直した後も、引き続き、保険料の全額を社会保険料控除の対象にすることを要望。		
		平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） （改正増減収額）	－ 百万円 （ － 百万円） （ － 百万円）
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 農業者の老後生活の安定を目的とした農業者年金制度によって農業で生計を立てる担い手の育成・確保を図って、農業生産の向上を実現することにより、食料自給力を確保するものである。 (2) 施策の必要性 我が国において、高齢化や人口減少の本格化により農業者の減少や荒廃農地の拡大が進み、地域内に農地の受け手がないことなどの理由により地域の農地が適切に利用されなくなることが懸念されている。 このような状況を踏まえて、食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月策定）において、農業の持続的な発展に向けて、農業者年金等の支援も含めて農業で生計を立てる担い手を育成・確保することとされている。 農業者年金制度は、老後所得の充実により農業で生計を立てる担い手（自営農業に従事する個人）を確保しようとするものであるが、現行の保険料上限額 6.7 万円については平成 14 年度制度創設当時の据え置かれた基準額であり、公的年金を補完し、老後にむけた資産形成を支援する観点から、見直す必要がある。 また、課税の公平性を確保する観点から、今般掛金上限額の引上げが措置された国民年金基金等の拠出限度額 7.5 万円（現行 6.8 万円）と平仄をあわせるため、7.4 万円（現行 6.7 万円）に引き上げ、農業者年金制度の更なる充実等について見直しを行う必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。 《中目標》 我が国の食料供給 《政策分野》 食料自給力の確保
		政策の達成目標	49歳以下の農業従事者数を維持する。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	49歳以下の農業従事者数 4.8 万人（令和5年度）
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	平均寿命が延びる中で、農業者の自主的な努力を支援する農業者年金の更なる充実・普及を図ることは、農業者の高齢期における所得の確保に資するとともに農業の持続的な発展に向けた農業で生計を立てる担い手の確保に寄与することとなる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	地方税について、同様の要望を提出している。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	○農業者年金事業（うち新制度分） 令和7年度予算：76,005 百万円（621 百万円） 令和8年度要求：76,005 百万円（621 百万円） ○（独）農業者年金基金運営費交付金 令和7年度予算：4,263 百万円 令和8年度要求：4,985 百万円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	農業者年金事業は、①旧制度の加入者（受給権者）への年金給付に要する費用の国庫負担、②新制度加入者のうち政策支援（保険料補助）の対象者への国庫助成に係る予算となっており要望項目の対象者と重複することはない。

		要望の措置 の 妥 当 性	農業者年金制度においては、生涯所得に資する年金水準を確保するとともに、公的年金として過大な年金額となることのないように年金設計されていることから、必要最小限の措置で、農業者の老後生活の安定を図り、もって農業者の確保に資する有効な手法である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別 措 置 の 適用実績	—	
	租特透明化 法に基づく 適用実態 調 査 結 果	—	
	租税特別措 置の適用に よる 効 果 (手段としての 有効性)	—	
	前回要望時 の達成目標	—	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理 由	—	
これまでの 要 望 経 緯		・昭和46年度 創設（～平成13年度）※旧制度 ・平成14年度 創設 ※新制度 ・令和2年度 加入可能年齢について、「60歳未満」から「65歳未満」へ引上げ	